

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設

平成25年11月1日
告示第645号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成19年4月世田谷区規則第55号。以下「規則」という。)別表第3建築物に関する遵守基準について、同表の3の項第2号エ並びに同表の8の項第2号ウ及びエに規定する区長が定める複合施設を別紙のとおり定める。

別紙

- 1 規則別表第3の3の項第2号エに規定する区長が定める複合施設は、別表第1に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ5,000平方メートル以上であるものとする。
- 2 規則別表第3の8の項第2号ウに規定する区長が定める複合施設は、別表第2の左欄に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計以上であるものとする。
- 3 規則別表第3の8の項第2号エに規定する区長が定める複合施設は、別表第2の左欄に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ1,000平方メートル以上であるものとする。

別表第1

複合施設内の用途
病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル、旅館その他これらに類する施設
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
展示場又はこれに類する施設

別表第2

複合施設内の用途	床面積の合計
病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、助産所、施術所、薬局	200平方メートル以上
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	

幼稚園	
公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
地下街又はこれに類する施設	
診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所	
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
ホテル、旅館その他これらに類する施設	1,000平方メートル以上
展示場又はこれに類する施設	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設	

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

平成25年11月1日

告示第643号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目の告示(平成21年9月30日世田谷区告示第652号)の全部を次のように改正する。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成19年4月世田谷区規則第55号。以下「規則」という。)第11条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別紙のとおりとする。

別紙

集合住宅の規模	届出の対象となる計画に係る整備項目
集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの又は住戸の数が20以上のもの	特定経路、出入口(主要)、廊下、階段、傾斜路、敷地内の通路
集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものであって、階数が3でかつ住戸の数が30以上のもの、階数が4でかつ住戸の数が20以上のもの又は階数が5以上のもの	特定経路、出入口(主要)、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び乗降ロビー、敷地内の通路
集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	特定経路、出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び乗降ロビー、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路

○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第9項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

平成25年11月1日

告示第644号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成19年4月世田谷区規則第55号)第11条第9項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目を別紙のとおり定める。

別紙

規模	整備項目
集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものでかつ住戸の数が20未満のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	特定経路、出入口(主要)、廊下、階段、傾斜路、敷地内の通路
集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの又は住戸の数が20以上のもの	特定経路、出入口(主要)、廊下、階段、傾斜路、敷地内の通路
集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものであって、階数が3でかつ住戸の数が30以上のもの、階数が4でかつ住戸の数が20以上のもの又は階数が5以上のもの	特定経路、出入口(主要)、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び乗降ロビー、敷地内の通路
集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	特定経路、出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び乗降ロビー、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路
集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	特定経路、出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び乗降ロビー、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、公共的通路